

介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠 運営規程

(介護予防通所リハビリテーション)

(主旨)

第 1 条 この規程は、医療法人 桃潤会（以下「法人」という。）が開設する介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠（以下「当施設」という。）が行う指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するため、介護保険法（以下「法」という。）及び介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第 2 条 当施設は、市町村から認定を受けた要支援者（以下「利用者」という。）に対し、指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理下における機能訓練及び介護等の提供をし、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当施設は、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場

合以外、原則として利用者に身体拘束を行わない。

- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、施設従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービス提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠
- (2) 開設年月日 平成4年5月20日
- (3) 所 在 地 山梨県西八代郡市川三郷町上野2968番地
- (4) 電話番号 055-272-8611 FAX 番号 055-272-8653
- (5) 管理者名 中澤 正樹
- (6) 介護保険事業所番号 1950680007号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医 師 1名以上
- (3) 看護職員 1名以上
- (4) 理学療法士または作業療法士 2名以上
- (5) 介護職員 3名以上
- (6) 支援相談員 1名以上
- (7) 管理栄養士 1名以上

(従業者の職務内容)

第 6 条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者の指導及び監督に従事するとともに、市町村及び関係諸機関との連絡調整を図る等、施設の運営管理を行う。
- (2) 医師は、利用者の診療を基に他の従業者と共同して、それぞれに応じた通所リハビリテーション計画の作成及び評価を行う。また、サービス実施期間中における利用者の医学的管理を行い、緊急事態等が発生した場合には、適切に対応する。
- (3) 看護職員は、医師の指示の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 理学療法士または作業療法士は、医師の指示に従い、利用者の機能の維持、回復訓練に従事する。
- (5) 介護職員は、看護業務の補佐、日常生活の介護及び相談・指導に従事する。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族の処遇上の相談、市町村及び関係諸機関との連絡調整やボランティアの指導に従事する。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日の週 6 日間を標準とする。

(ただし、12月29日～1月3日までの年末年始を除く。)

(2) 営業時間は、(日勤) 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分までとする。

(早番) 8 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分までとする。

(3) サービス提供時間は、9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分までとする。

(利用定員)

第 8 条 当施設の指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、指定通所リハビリテーションとあわせて 3 0 名とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションのサービス内容)

第 9 条 当施設が提供する指定介護予防通所リハビリテーションのサービス内容は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練...利用者の自立した日常生活を営むための機能を維持・回復するための各種訓練を行う。

(2) 集団活動、趣味生きがい活動...レクリエーション、集団活動を通じて利用者の交流を図り、また趣味の活動を通じて生きがいを持つ生活を送る。

(3) 食事...利用者に対し、個々に合った食事の提供を行う。

(4) 入浴...家庭において、入浴困難な利用者に介助入浴・特殊入浴を行う。

(5) 送迎...利用者の送迎を行う。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払を受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 当施設が提供する指定介護予防通所リハビリテーションの通常の送迎実施地域は、市川三郷町・中央市（旧豊富村・旧田富町）とする。

※上記地域以外で利用がある場合は、検討し適応する。

(身体の拘束等)

第 12 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載する。

(虐待の防止等)

第 13 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について施設従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 14 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行う。

- 2 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
- 3 非常災害に備え、総合防災訓練を年 2 回実施する。また、その他必要な訓練を随時実施する。
- 4 防火管理者は、施設従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

- 5 当施設は 4 に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 当施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 17 条 利用者は利用にあたって、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 他の利用者とのけんか、口論等他人に迷惑となるような行為をせず、秩序ある集団生活を守ること。
- (2) 施設内外を問わず、無断で物品の売買及び金品の貸借をしないこと。

(従業者の服務規律)

第 18 条 当施設に勤務する従業者は、介護保険関係法令及び諸規則を遵守するほか、次のことに留意

しなければならない。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する事。
- (2) 業務上、知り得た秘密は漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後においても同様とする。
- (3) 自己の責務は、誠意と責任を持って果たし、互いに協力・連携をとり、能率の向上に努めること。

(職員の質の確保)

第 19 条 当施設従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(従業者の健康管理)

第 20 条 当施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(勤務体制の確保)

第 21 条 当施設は、利用者に適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 当施設は、施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 当施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(衛生管理)

第 22 条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲示)

第 23 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要・従業員の勤務体制・協力病院・利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- 2 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 25 条 要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 当施設から退所者を紹介することの対償として、居宅介護支援事業者またはその従業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 26 条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じるとともに、その内容を記録するものとする。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、掲示の求めまたは市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると

ともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

（地域との連携）

第 27 条 当施設は、運営にあたって地域住民または住民活動との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第 28 条 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録しなければならないものとする。

3 当施設は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（緊急時の対応）

第 29 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における居宅サービスでの対応が困難な状態または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。

- 3 前項の他、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（会計区分）

第 30 条 当施設は、施設サービス（介護予防サービス）及び居宅サービス（介護予防サービス）の経理を区分するとともに、会計準則に基づいて適正な処理を行う。

（記録の整備）

第 31 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

- （1） 指定介護予防通所リハビリテーション計画
- （2） 具体的なサービスの内容等の記録
- （3） 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- （4） 市町村への通知に係る記録
- （5） 苦情の内容等の記録
- （6） 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他運営に関する重要事項）

第 32 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規定の概要、当施設従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情

処理の対応、プライバシーポリシーについては当施設内に掲示する。

- 3 当施設は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人桃潤会 介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠の役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年8月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年12月21日より施行する。

この運営規程は、平成28年8月1日より施行する。

この運営規程は、令和1年10月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。